

33 酌婦取締状況

大正6年(1917)

明治26年 12 月 31 日に公娼廃止は実現されましたが、その後も公娼復活運動が展開されました。明治31年には草刈知事が公娼設置の県令を発令し、結局、内務大臣により罷免され、公娼設置の県令も取り消されたということもありました。

公娼廃止後は、私娼すなわち酌婦の人数が増加し、問題となっていくます。大正元年には「料理店飲食店及芸妓取締内規」を設けて対策を講じますが、酌婦の人数は増えていました。

群馬県行政文書「三宅中川知事事務引継書」

(A0181A0T 962)

一 酌婦取締状況

明治十六年貸座敷廃止ノ縣令ヲ發布シ左ニ十六年猶豫期間經過ト共ニ爾來全ク廃止スルニ至レ然ルニ今三十一年新ニ貸座敷設置ノ縣令ヲ公布シ縣下ノ物議ヲ醸シ内務大臣ヨリ右縣令ヲ取消スヘク訓令アリタルヲ以テ遂ニ之ヲ取消シタリ茲ニ於テ私娼即酌婦ノ輩跋扈スルニ至リタルヲ以テ嚴重取締ヲ行ヒ時々密賣淫ノ檢挙ヲ行ヒタリ然ルニ其ノ後時勢ノ推移ト種々ナル事情ニ依リ明治四十年藝妓飲食店取締規則ヲ改正シ稍々取締ノ度ヲ寛メ一般巡查ラニテ濫ニ臨檢セシメサル方針ヲ採ルニ至リタルヲ以テ酌婦ノ勢力遙

ニ藝妓ヲ凌駕シ公序良俗ヲ害スルコト甚クシク之ヲ矯正ノ方法トシテ大正元年八月料理店飲食店及藝妓取締内規ヲ設ケ今月三十一日現在乙種料理店五百十戸酌婦千百十八名ヲ限定シテ濫ニ増加セシメサルノ方針ヲ採リ酌婦ハ月一回任意健康診断ヲ行ハシメ酌婦ニ對シテハ主トシテ外部ニ對スル取締ヲ嚴重ニシ賣者ハ殆ト黙認スルニ至レリ然シテ現在指定酌婦前橋二百名高崎百八十五名其ノ他三十三個町五十四個村通計千三百五十三名ナリ